

平成27年8月から

介護保険制度が変わります

■一定所得以上の人は介護サービスの自己負担額が2割に
これまで介護サービス費の1割としていた自己負担額が、65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の人は2割になります。

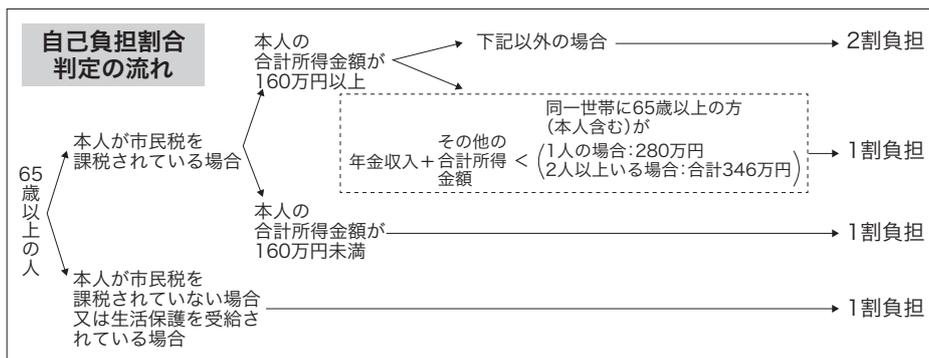
【2割負担となる人】

本人の合計所得金額(収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除などの控除をする前の所得金額をいいます)160万円以上の人。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の人が2人以上いる世帯で346万円未満の人は1割負担のままとなります。

■負担割合証の交付

要介護・要支援認定を受けた人に利用者の負担割合(1割または2割)を示す証明書を交付します。介護保険被保険者証と

ともに介護保険サービスを利用するときに必要になります。



高額介護サービス費所得区分

区分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する人がいる世帯	44,400円(世帯) ※新設
世帯内のどなたかが市民税を課税されている人	37,200円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない人	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している人 ・前年の合計所得と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の人等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している人等	15,000円(個人)

■高額介護サービス費の上限額を引き上げ
介護サービスを利用する場合の自己負担には、月々の負担の上限が設定されています。1か月に支払った自己負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

所得の高い現役並み所得者に相当する人(同一世帯内に65歳以上(第1号被保険者)で課税所得(収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除などの地方税上の控除金額を差し引いた後の額をいいます)145万円以上の人がいる人は、負担の上限が3万7200円(月額)から4万4000円(月額)に引き上げられます。

■「特定入所者介護サービス費」を支給する条件を変更

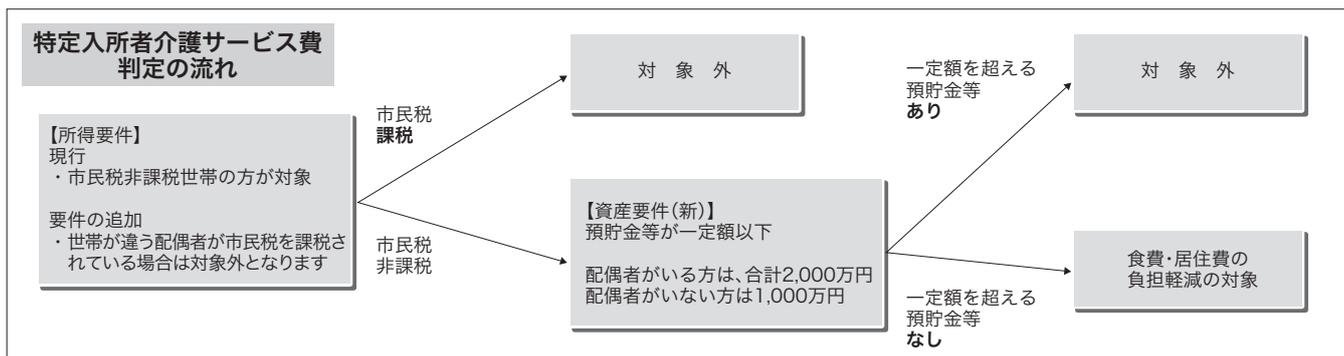
施設サービスの居住費と食費は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の人については、食費と居住費の負担軽減を行っています。一定額以上の預貯金などの資産をお持ちの人などには、ご自身で負担いただくよう、基準の見直しを行います。

【変更点】

- ① 配偶者が市民税を課税されている場合は対象外となります。(世帯が同じかどうかは問いません)
- ② 預貯金などが単身1千万円、夫婦2千万円を超える場合は対象外となります。

●問い合わせ

介護高齢課介護保険室
☎ 53・2111
(内線361363)



65歳以上の皆さんの

介護保険料が

変わります

■第6期介護保険事業計画を策定

65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに見直しを行っています。平成27年度から29年度までの保険料が決定しましたのでお知らせします。

■保険料が変更となる主な理由

①要介護認定者数と受給者数および給付費の増加が見込まれること

②市では、特別養護老人ホームの待機者の解消を図るため、地域密着型介護老人福祉施設の整備と、在宅での介護が困難な要介護者などへのサービス体制強化のため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を計画

しており、給付費の増加が見込まれること

③給付費に占める介護保険料での負担割合を21%から22%に引き上げる法律の改正が行われたこと

④介護報酬が平均2・27%引き下げられたこと

⑤国の標準段階が9段階に変更され、市では、さらに合計所得金額600万円以上の方を対象に段階を設定し10段階としたため

■平成27年度の介護保険料について

7月中旬に介護保険料の確定通知書を送付します。
なお、7月以降に65歳の誕生日を迎える人には、誕生日の翌月に送付します。

65歳以上の人の介護保険料

●平成26年度	
所得段階	年間の保険料額 (一月あたり)
第1段階	31,800円 (2,650円)
第2段階	31,800円 (2,650円)
第3段階	47,700円 (3,975円)
第4段階	63,600円 (5,300円)
第5段階	79,500円 (6,625円)
第6段階	95,400円 (7,950円)



●平成27年度～29年度			
所得段階	対象者	保険料率	年間の保険料額 (一月あたり)
第1段階	・生活保護や老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の人	基準額×0.45	28,620円 (2,385円)
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円超120万円以下の人	基準額×0.70	44,520円 (3,710円)
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が120万円超の人	基準額×0.75	47,700円 (3,975円)
第4段階	本人が市民税非課税で(世帯に市民税課税者がいる)、前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の人	基準額×0.90	57,240円 (4,770円)
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる人	基準額	63,600円 (5,300円)
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.25	79,500円 (6,625円)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.35	85,860円 (7,155円)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.55	98,580円 (8,215円)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上600万円未満の人	基準額×1.75	111,300円 (9,275円)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額×1.85	117,660円 (9,805円)

●問い合わせ

介護保険制度について

介護保険料の通知、納め方について

介護高齢課介護保険室 ☎53-2111(内線361~363)

税務課保険税係 ☎53-2111(内線223,224)